

北上地区消防組合本部訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月7日

北上地区消防組合消防本部
消防長 佐藤 晃

北上地区消防組合査察規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合査察規程（平成26年北上地区消防組合消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（立入検査の結果報告及び処理）</p> <p>第13条 査察員は、立入検査の結果を様式第1号で定める<u>査察状況照合リスト</u>により署長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（違反事項等の確認、調査等）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 <u>署長及び査察員</u>は、別表第2に定める違反処理基準に該当する違反事実を確認した場合、消防長に報告するものとする。</p> <p>（違反の調査等）</p>	<p>（立入検査の結果報告及び処理）</p> <p>第13条 査察員は、立入検査の結果を様式第1号で定める<u>査察状況照会リスト</u>により署長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（違反事項等の確認、調査等）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 査察員は、別表第2に定める違反処理基準に該当する違反事実を確認した場合、<u>消防長又は署長（以下「消防長等」という。）</u>に報告するものとする。</p> <p>（違反の調査等）</p>

第27条 消防長は、違反処理基準に該当する違反事案等の報告を受けたときは、必要に応じ職員にその事実関係について調査をさせるものとする。

2 前項の規定による調査を命じられた職員は、調査した結果を様式第13号で定める違反調査報告書により、消防長に報告しなければならない。

3 [略]

(違反処理基準の適用)

第28条 消防長は、違反内容が違反処理基準に該当する場合は、当該基準に示す措置をとらなければならない。ただし、当該違反事案について、火災予防上又は公益上特に必要であると認められる場合は、措置を変更して速やかに上位の措置を実施し、また、違反処理基準に従って違反処理を実施することが行政上適切でないとは別に定める合理的理由が存すると認められる場合は、措置を留保することができる。

(警告)

第30条 消防長は、調査した違反内容が違反処理基準の警告に該当した場合には、命令等の前段階として様式第18号で定める警告書を交付するものとする。

2 消防長は、緊急に措置する必要があると認める場合で前項の警告書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について警告することができる。この場合、事後速やかに警告書を発行するものとする。

(履行状況の確認)

第31条 消防長は、警告を行った場合は、必要に応じて職員に

第27条 消防長等は、違反処理基準に該当する違反事案等の報告を受けたときは、必要に応じ職員にその事実関係について調査をさせるものとする。

2 前項の規定による調査を命じられた職員は、調査した結果を様式第13号で定める違反調査報告書により、消防長等に報告しなければならない。

3 [略]

(違反処理基準の適用)

第28条 消防長等は、違反内容が違反処理基準に該当する場合は、当該基準に示す措置をとらなければならない。ただし、当該違反事案について、火災予防上又は公益上特に必要であると認められる場合は、措置を変更して速やかに上位の措置を実施し、また、違反処理基準に従って違反処理を実施することが行政上適切でないとは別に定める合理的理由が存すると認められる場合は、措置を留保することができる。

(警告)

第30条 消防長等は、調査した違反内容が違反処理基準の警告に該当した場合には、命令等の前段階として様式第18号で定める警告書を交付するものとする。

2 消防長等は、緊急に措置する必要があると認める場合で前項の警告書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について警告することができる。この場合、事後速やかに警告書を発行するものとする。

(履行状況の確認)

第31条 消防長等は、警告を行った場合は、必要に応じて職員

履行状況確認のための調査に当たらせなければならない。

2 前項の調査を行った職員は、調査結果を消防長に報告するとともに様式第19号で定める違反処理経過簿に記録しなければならない。

3 [略]

(命令)

第33条 消防長は、調査した違反内容が違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当した場合には、様式第20号で定める命令書を交付し命令を行うものとする。

2 消防長は、緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに命令書を発行するものとする。

3・4 [略]

(弁明に係る命令の決定)

第34条 消防長は、第32条第2項に規定する弁明の機会の付与が必要な命令事案に係る弁明書（行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第29条に定めるものをいう。）等が提出された場合は、当該内容について調査するとともに、別に定める弁明に係る調査書を作成して処理するものとする。

(催告)

第35条 消防長は、命令を行った場合は命令事項の進捗状況を随時把握し、履行期限を経過しても是正されていない場合は、必要に応じ様式第22号に定める催告書を交付して履行の

に履行状況確認のための調査に当たらせなければならない。

2 前項の調査を行った職員は、調査結果を消防長等に報告するとともに様式第19号で定める違反処理経過簿に記録しなければならない。

3 [略]

(命令)

第33条 消防長等は、調査した違反内容が違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当した場合には、様式第20号で定める命令書を交付し命令を行うものとする。

2 消防長等は、緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに命令書を発行するものとする。

3・4 [略]

(弁明に係る命令の決定)

第34条 消防長等は、第32条第2項に規定する弁明の機会の付与が必要な命令事案に係る弁明書（行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第29条に定めるものをいう。）等が提出された場合は、当該内容について調査するとともに、別に定める弁明に係る調査書を作成して処理するものとする。

(催告)

第35条 消防長等は、命令を行った場合は命令事項の進捗状況を随時把握し、履行期限を経過しても是正されていない場合は、必要に応じ様式第22号に定める催告書を交付して履行の

促進を図るものとする。

(公示)

第36条 消防長は、命令に係る査察対象物又は当該査察対象物のある場所へ様式第23号で定める標識の設置、その他別に定める方法により公示を行うものとする。

2 [略]

(許可の取消し等)

第37条 消防長は、手続法第24条第3項の規定により調書及び報告書が提出された場合は、許可若しくは特例認定の取消し又は解任命令を行うかどうかについて調査するとともに、別に定める聴聞に係る調査書を作成して処理するものとする。

(許可取消書等の交付)

第38条 消防長は、許可若しくは特例認定の取消し又は解任命令を行う場合は、処分の種別に応じて次に定める文書を交付することにより行うものとする。

(1)～(3) [略]

(告発)

第39条 消防長は、別表第4に定める告発基準に該当する違反事実を確知したときは、違反調査に着手し告発事務を行わなければならない。

2 消防長は、告発事案について違反調査を行った結果、当該告発事案が別に定める告発留保理由に該当するときは、協議しなければならない。

(過料事件の通知)

促進を図るものとする。

(公示)

第36条 消防長等は、命令に係る査察対象物又は当該査察対象物のある場所へ様式第23号で定める標識の設置、その他別に定める方法により公示を行うものとする。

2 [略]

(許可の取消し等)

第37条 消防長等は、手続法第24条第3項の規定により調書及び報告書が提出された場合は、許可若しくは特例認定の取消し又は解任命令を行うかどうかについて調査するとともに、別に定める聴聞に係る調査書を作成して処理するものとする。

(許可取消書等の交付)

第38条 消防長等は、許可若しくは特例認定の取消し又は解任命令を行う場合は、処分の種別に応じて次に定める文書を交付することにより行うものとする。

(1)～(3) [略]

(告発)

第39条 消防長等は、別表第4に定める告発基準に該当する違反事実を確知したときは、違反調査に着手し告発事務を行わなければならない。

2 消防長等は、告発事案について違反調査を行った結果、当該告発事案が別に定める告発留保理由に該当するときは、協議しなければならない。

(過料事件の通知)

第41条 消防長は、法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者を覚知した場合で、過料をもって対応すべきと認めるときに行うものとする。

(代執行)

第43条 消防長は、第33条の規定による命令又は第39条の規定による告発によってもなお違反が是正されない場合で、特に必要があると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行う。

2 [略]

(略式の代執行)

第45条 消防長は、法第3条第1項又は法第5条の3第1項の命令に係る履行義務者を確知することができないために当該命令を発することができない場合には、法第3条第2項又は法第5条の3第2項の規定に基づき、当該消防職員に第3条第1項第3号及び第4号に掲げる措置をとらせるものとする。

第41条 消防長等は、法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者を覚知した場合で、過料をもって対応すべきと認めるときに行うものとする。

(代執行)

第43条 消防長等は、第33条の規定による命令又は第39条の規定による告発によってもなお違反が是正されない場合で、特に必要があると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行う。

2 [略]

(略式の代執行)

第45条 消防長等は、法第3条第1項又は法第5条の3第1項の命令に係る履行義務者を確知することができないために当該命令を発することができない場合には、法第3条第2項又は法第5条の3第2項の規定に基づき、当該消防職員に第3条第1項第3号及び第4号に掲げる措置をとらせるものとする。

様式第1号 査察状況照会リスト (第13条関係)

査察状況照会リスト

[略]

様式第3号 (その1) (第14条関係)

[略]

平成 年 月 日付け第 号により指摘された違反及びその他の事項については、次のとおり是正又は是正を計画しましたので報告します。

[略]

(その2)

[略]

平成 年 月 日付け第 号により指摘された違反及びその他の事項については、次のとおり是正又は是正を計画しましたので報告します。

[略]

様式第13号 (第27条関係)

年 月 日

消防長 様

[略]

様式第1号 (第13条関係)

査察状況照会リスト

[略]

様式第3号 (その1) (第14条関係)

[略]

年 月 日付け第 号により指摘された違反及びその他の事項については、次のとおり是正又は是正を計画しましたので報告します。

[略]

(その2)

[略]

年 月 日付け第 号により指摘された違反及びその他の事項については、次のとおり是正又は是正を計画しましたので報告します。

[略]

様式第13号 (第27条関係)

年 月 日

消防(署)長 様

[略]

様式第16号（その2）

（削除）



様式第18号（その1）（第30条関係）

[略]

管理者又は消防長

印

[略]

（その2）

[略]

管理者又は消防長

印

[略]

様式第20号（第33条関係）

[略]

管理者又は消防長

印

[略]

様式第18号（その1）（第30条関係）

[略]

管理者又は消防（署）長

印

[略]

（その2）

[略]

管理者又は消防（署）長

印

[略]

様式第20号（第33条関係）

[略]

管理者又は消防（署）長

印

[略]

様式第21号（第33条関係）

年 月 日

住所
氏名 様

命 令 書

火災の予防に危険である又は消防の活動に支障になると認めるので、消防法第 条 の規定により次のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 条 の規定により処罰されることがある。

発令年月日	年 月 日	命令者	所属階級氏名	
場所・所在地		名称		
関係者等	<input type="checkbox"/> 行為者 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他（ ）			氏名 電話
命令区分	<input type="checkbox"/> 法第3条第1項 <input type="checkbox"/> 法第5の3条第1項		命令の理由となる事実及び命ずる措置	
第1号	<input type="checkbox"/> 火遊び	禁止		
	<input type="checkbox"/> 喫煙	停止		
	<input type="checkbox"/> たき火	制限		
	<input type="checkbox"/> 火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為	消火準備		
第2号	<input type="checkbox"/> 残火、取灰又は火粉の始末			
第3号	<input type="checkbox"/> 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理			
第4号	<input type="checkbox"/> 放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去			

教示

受領欄	年 月 日本命令書を確かに受領しました。			
	受領者	住所	氏名	

様式第21号（第33条関係）

年 月 日

住所
氏名 様

命 令 書

火災の予防に危険である又は消防の活動に支障になると認めるので、消防法第 条 の規定により次のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 条 の規定により処罰されることがある。

発令年月日	年 月 日	命令者	所属階級氏名	北上地区消防組合
場所・所在地		名称		
関係者等	<input type="checkbox"/> 行為者 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他（ ）			氏名 電話
命令区分	<input type="checkbox"/> 法第3条第1項 <input type="checkbox"/> 法第5条の3第1項		命令の理由となる事実及び命ずる措置	
第1号	<input type="checkbox"/> 火遊び	禁止		
	<input type="checkbox"/> 喫煙	停止		
	<input type="checkbox"/> たき火	制限		
	<input type="checkbox"/> 火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為	消火準備		
第2号	<input type="checkbox"/> 残火、取灰又は火粉の始末			
第3号	<input type="checkbox"/> 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理			
第4号	<input type="checkbox"/> 放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去			

教示

この命令に不服のある場合には、命令(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(3か月・30日)以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分取消しの訴えを提起することができる(訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。

受領欄	年 月 日本命令書を確かに受領しました。			
	受領者	住所	氏名	

様式第22号（第35条関係）

[略]

管理者又は消防長

印

[略]

様式第23号（第36条関係）

[略]

管理者又は消防長

印

注意

- 1 この標識は、消防法第 条第 項の規定に基づき、設置したものである。
- 2 この標識を損壊したものは、法律により罰せられることがある。

備考1 標識の大きさ 縦42センチメートル、横29センチメートル

2 標識の色 地白色、文字黒色

様式第25号（第38条関係）

[略]

消防長

印

[略]

様式第22号（第35条関係）

[略]

管理者又は消防署長

印

[略]

様式第23号（第36条関係）

[略]

管理者又は消防署長

印

注意

- 1 この標識は、消防法第 条第 項の規定に基づき、設置したものである。
- 2 この標識を損壊したものは、法律により罰せられることがある。

備考1 標識の大きさ 縦42センチメートル、横29センチメートル

2 標識の色 地白色

様式第25号（第38条関係）

[略]

消防署長

印

[略]

様式第27号（第40条関係）

[略]

管理者又は消防長

印

[略]

様式第28号（第42条関係）

[略]

消防長

印

[略]

様式第29号（第43条関係）

[略]

管理者又は消防長

印

[略]

様式第30号（第43条関係）

[略]

管理者又は消防長

印

[略]

様式第27号（第40条関係）

[略]

管理者又は消防(署)長

印

[略]

様式第28号（第42条関係）

[略]

消防(署)長

印

[略]

様式第29号（第43条関係）

[略]

管理者又は消防(署)長

印

[略]

様式第30号（第43条関係）

[略]

管理者又は消防(署)長

印

[略]

様式第31号（第43条関係）

[略]

管理者又は消防長

印

[略]

様式第32号（第43条関係）

[略]

管理者又は消防長

印

[略]

様式第31号（第43条関係）

[略]

管理者又は消防署長

印

[略]

様式第32号（第43条関係）

[略]

管理者又は消防署長

印

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。